

○三条地域水道用水供給企業団宿日直規程

平成 7年11月21日

規 程 第 2 号

改正 平成 8年12月24日 規程第9号

平成 9年12月19日 規程第2号

平成10年12月25日 規程第3号

平成11年12月24日 規程第1号

平成19年 3月13日 規程第2号

平成22年 2月 9日 規程第1号

平成30年12月19日 規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、三条地域水道用水供給企業団職員の日直又は宿直（以下「当直」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（当直の勤務時間）

第2条 日直の勤務時間は、休日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 宿直の勤務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。ただし、午後10時から午前6時までは、仮眠時間とする。

（当直員）

第3条 当直に服する者（以下「当直員」という。）は、男子職員（事務局長、その他企業長が別に定めるものを除く。以下同じ。）2人を輪番で充てるものとする。

（当直員の増員）

第4条 事務局長は、災害その他必要と認めるときは、当直員を増員することができる。この場合において、増員された当直員の勤務時間は、第2条の規定にかかわらず、その命じられた勤務時間によるものとする。

（当直の勤務命令）

第5条 当直の勤務命令は、事務局長が行う。

2 前項の命令は、毎月末までに翌月の当直勤務命令簿（第1号様式）をもって本人に通知する。

（当直の免除）

第6条 疾病により当直を行うことが不相当と認められる者その他の特別な事情がある者は、願出により一時当直を免除することができる。

（代直）

第7条 当直を命じられた者が、疾病その他やむを得ない理由のため、当直することができないときは、代直者を定めて事務局長の承認を受けなければならない。

（当直員の職務）

第8条 当直員は、当直中に生ずるすべての業務を処理し、庁舎内及び構内における火災、盗難その他の取締、警戒及び監視に当たらなければならない。

2 当直員は、当直の勤務時間終了後といえども次の当直員の出勤を待たなければ退庁することができない。

（火災その他非常の場合の処理）

第9条 当直員は、当直中において次の各号に掲げる事故等が発生した場合は、当該各号の定めるところによってこれを処理しなければならない。

(1) 庁舎内又は構内に火災その他突発事故が発生したときは、臨機の処置を採るとともに、直ちに事務局長に報告し、その指示に従って行動すること。

(2) 庁舎又は構内の近隣において火災その他突発事故が発生し、被害のおそれがあるときは、前号に準じて行動すること。

(3) 企業団施設に起因し、直接又は間接に事故が発生したときは、その発生及び結果の状況に応じて事務局長に通報すること。

(4) 前3号に規定するもののほか、当直中に生じた事件にして、必要と認めるものは事務局長に通報の上、その指示により行動し、その他のものについては適宜措置すること。

（当直日誌）

第10条 当直員は、当直中に取り扱った事項その他必要な事項を当直日誌（第2号様式）に記載し、事務局長に提出しなければならない。ただし、翌日が休日のときは、次の当直員に引き継がなければならない。

（輪番で勤務する当直員の宿日直手当の額）

第11条 第3条の規定により輪番で当直勤務に当てられた当直員の宿日直手当の額は、別表第1のとおりとする。

（増員された当直員の宿日直手当の額）

第12条 第4条の規定により増員された当直員の宿日直手当の額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成7年12月4日から実施する。

附 則（平成8年12月24日規程第9号）

この規程は、平成9年1月1日から実施する。

附 則（平成9年12月19日規程第2号）

この規程は、平成10年1月1日から実施する。

附 則（平成10年12月25日規程第3号）

この規程は、平成11年1月1日から実施する。

附 則（平成11年12月24日規程第1号）

この規程は、平成12年1月1日から実施する。

附 則（平成19年3月13日規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年2月9日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成30年12月19日規程第1号）

この規程は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第11条関係）

区 分	勤務1回の手当額	年末年始勤務加算手当額
日 直	5,300円	（12月29日から翌年の1月3日までの間に 従事したもの）
宿 直	5,300円	

別表第2（第12条関係）

	勤務1回の手当額	年末年始勤務加算手当額
5時間以下	2,650円	（12月29日から翌年の1月3日までの間に 従事したもの）
5時間超	5,300円	